

文部科学省におけるネットモラルキャラバン隊の取組



令和3年5月6日(木)

第13回 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース

説明資料



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ネットモラルキャラバン隊（令和2年度）

【事業の概要】

- 全国3カ所（栃木、岡山、神奈川）において、保護者を対象としたシンポジウム（講演、会場トークセッション、グループワーク等で構成）を開催した。開催概要は以下の通り
 - ・栃木：小・中学生の保護者向けにYoutube上での動画配信（公開期間：11/14～2/13）実施
 - ・岡山：低年齢層（幼稚園、こども園）の保護者向けに開催
 - ・神奈川：小・中・高校生の保護者向けにYoutube上での動画配信（公開期間：1/23～）実施
⇒パネリストとして有識者のみならず現役の小・中・高の生徒が1名ずつ参加した
- 全国フォーラムについては2/16（火）に新型コロナウイルス感染拡大に伴い、Zoomでの完全オンライン配信にて開催した

【開催の成果及び課題】

- 岡山では75人、栃木、神奈川でのYoutube動画閲覧件数は計3,500回（HPアクセス数は約10倍）と、多くの方に参加いただき、アンケート結果についても総じて高評価をいただいた
- 主催者側の課題：動画配信やオンライン開催については参加者の反応が分かりづらい、アンケートの回答率が低下する、PTA事務局を通じた情報宣伝方法
- 参加者側の反応：オンラインであれば自身の都合で何度でも見られると概ね好反応であった

ネットモラルキャラバン隊
～基調講演～

15

自撮り写真等による被害を防ぐために伝えられること

法律違反になること（違法行為）を要求する人が、良い人はいない！

2014年6月、改正「児童買春・児童ポルノ禁止法」が成立
児童ポルノの「所持」を新たに禁止。性的好奇心を満たす目的での所持は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金

同年11月「リベンジポルノ対策法」成立
（私人的な画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）
元交際相手をプライベートで撮影した性的な画像を被写体の人物を第三者が特定できる方法でインターネット上に公開するなどの場合、3年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金

撮影すると「製造違反」
送信すると「提供違反」
持っているが「所持違反」
公開すると「公表罪」

だから「3つの心得」

一人で苦しまず、大人に相談しよう！
写真をネット上にさらされたり
怖い思いを生じつづけるよりも
そのとき叱られるほうがずっといい、
「欲しがられても送らない」

Copyright © 2020 Noriko Ohtani. All Rights Reserved. <http://www.frcy.jp/> 2020/9/10

アナログ感覚と
デジタルツールを
柔軟にコラボし
よう！ In 栃木



新しい生活様式での
子育てのポイント
In 岡山

ご参考：アンケート結果（栃木開催分）

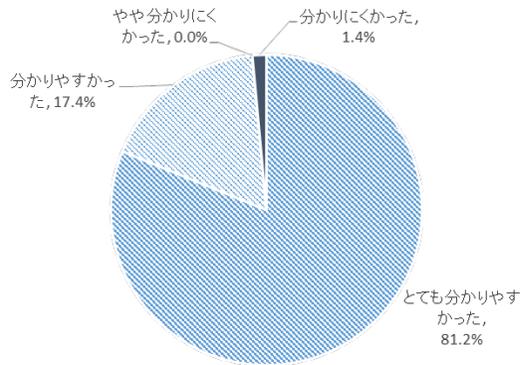
【栃木開催分（小中保護者向け）におけるアンケート結果】

■ 調査日：動画公開期間中
 ■ 調査対象者：動画視聴者

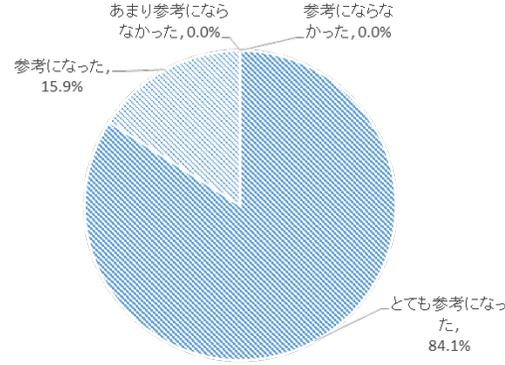
■ 調査方法：アンケートフォームを利用
 ■ 回答数：69件（視聴者全体のうちの一部）

■ 設問内容：シンポジウムの理解度、有用性
 ネットモラル教育を行う上で充実してほしい情報 等

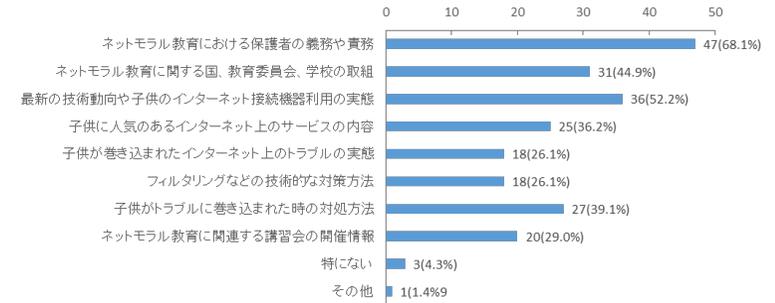
Q1.理解度



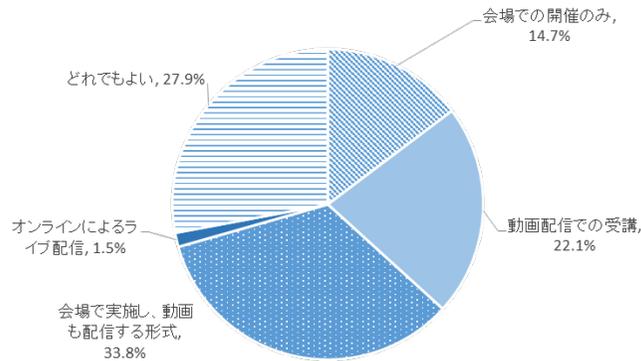
Q2.有用度



Q3.今後求める情報提供



Q4.今後の開催形式について



Q5.Q4でそのように回答した理由

分からないところを何回でも確認できる
 今まで通りの講演会もWeb講演会も、それぞれ長所と短所があると思う
 必要な内容をチェックするために、何回でも観られるから
 いつでも、何度でも観られる。研修自体に興味があっても、都合が合わない方にはとてもありがたいと思った
 ネット配信は何度でも見返せるから良い
 会場とWebとそれぞれの良さを生かしたハイブリッド開催が良い
 リアルに勝るものははいということ、動画配信があれば、参加できなかった分科会の内容を知ることができるから
 多くの方と共有できる

Q6.理解度の違いについて

